
イスラム教・イスラム金融取引の基礎およびタカフルの現状 -マレーシア在外研究報告-

吉田 武史

はじめに

本日はイスラム教の保険タカフルの現状について報告させていただきます。最近、雑誌やメディアなどで宗教が取りあげられているのを目にします。一方で、AI という非常に合理的な、全く隙のない完璧なものがでてきます。しかし、人間というのは非常に不合理で、完全に合理的なものを受け入れることができない不合理さがあるのではないかと考えています。その不合理さを、何といいますか完全なる AI に押し潰されるような形で、心の拠り所として宗教がクローズアップされているという一面もあるのではないかと考えております。

さて、報告は四つの項目を掲げていますが、大きく分けて三つのことについて報告させていただきます。一つ目は、マレーシアでの在外研究でどのようなことをやっていたのかということです。これを皆様に興味を持って聞いていただけるような形で報告したいと思います。二つ目は、イスラム教とイスラムビジネス、特にイスラムビジネスというと、いわゆる金融ビジネスで利子を取ってはいけないということがすぐ頭に浮かびますが、そのような金融ビジネスについて報告させていただきます。そして三つ目は、マレーシアでのタカフルの制度、特にガバナンスと会計の面での現状を皆様にお伝えしたいと思っています。

私がマレーシアから帰ってきたのは2024年3月、4月で、それほど日が経っていないので、聞いていただいている方々には素朴な疑問や「こういうものはどうなの？」ということを質問していただくと、私も今後の研究の視点が広がると思いますので、気兼ねなくご質問いただければ非常にありがたいと思っております。

1. マレーシアにおける在外研究の日々とイスラムとの関わり

(1) 在外研究に出発するまで

それでは、マレーシアでどのように在外研究をやっていたのかということ、マレーシアの現状の雰囲気をお伝えしながらお話ししていきたいと思っております。

本来であれば、私は2020年の4月から1年間、マレーシアで在外研究をする予定でありました。実際に行ったのは2023年の4月から2024年の3月までの1年間になりました。3年遅れたわけですが、それはなぜかということ、皆さんご存知の通り2020年の1月ぐらいからのコロナ、COVID-19の影響です。2020年3月29日に私はマレーシアへ出発する予定でしたが、その直前の3月18日に、イ

スラム教徒がお祈りをする場所であるモスクでクラスターが発生したことにより、いきなりマレーシア全土でロックダウンとなり出発不可能となりました。

当初、マレーシアへ行って「公正価値会計における会計行動と利益概念に関する研究」について、いわゆる資産の時価評価をした場合に企業経営にどのような影響を及ぼすかについて研究をしようと思っていました。なぜかといいますと、マレーシアは国際財務報告基準を自国の基準として適用し、全上場企業がこの国際会計基準を適用している国なのです。日本はどうかというと、国際会計基準でも日本の基準でもどちらの基準を適用してもよく、上場企業はどちらの基準を適用してもいい、という状況であります。それで国際会計基準を全上場企業が適用しているマレーシアではどのような影響があるのかについて研究しようと思っていただけです。しかし、渡航ができなくなりましたので、もう一度、どのような研究をやるかと考えつつ、COVID-19 が一段落した 2023 年 4 月より、マレーシアイスラム科学大学へ在外研究に行きました。

(2) マレーシアの特徴

マレーシアの特徴は常夏で、最高気温 31 度、最低気温 24 度で 1 年中一定しています。私は夏が大好きなので非常に肌に合っていました。日本との時差は約 1 時間です。ただ、そのすぐ上のタイランドは日本との時差が 2 時間あり、ほぼ同じ場所にあるのに日本との時差が 1 時間違います。これはどういうことかということ、歴史的な影響でマレーシアはイギリスの植民地でしたのでイギリスの都合によるものです。マレーシアがあるマレー半島の日付変更線はすごくいびつな形になっています。そのため、例えばマレーシアの朝 7 時はまだ暗く、日の入りは大体 19 時から 19 時半と遅くなっています。これが本来、日本との時差は 2 時間なのに 1 時間になっているのだと思いました。

人口は約 2,600 万人で、そのうちマレー系が 60%、チャイニーズ系が 20%、インド系が 10%、その他が 10%で多民族国家です。いろいろな文化が混ざり合い国が成り立っています。マレー系はイスラム教徒で全体の 60%を占めていますので、イスラム教徒への優遇政策、いわゆるブミプトラ政策が非常に強くなっています。

マレーシアの国教はイスラム教です。そのため例えばアルコールや豚肉、これを「ハラムフード (haram food)」といいます。これをスーパー等で買う場合には、スーパーの中に専用のコーナーがあってそこでお金の支払もする完全に分かれた形になっています。私はお酒を全く飲まないのですが、お酒を飲む方に気をつけていただきたいのは税率が非常に高いことです。ビール 1 本 500ml が日本の倍以上の値段になっています。

朝はモスクから大音量のアザーンが鳴り響いて、それで起こされる毎日になっています。ムスリムの女性はヒジャブを頭から被って髪の毛を隠しています。チャイニーズ系やインド系はそんなことはしません。ムスリムの女性はだからといって、前近代的な生活をしているのではなく、歩きスマホをしながら極めて現代的な生活をしています。私は、2023 年 4 月にマレーシアに来て最初の 10 日間ぐらいはホテルで泊まっていたのですが、その 10 日間は、朝からアザーンが鳴り響いて毎日起こされました。そのあとはコンドミニアムを借りて、そこではアザーンがほぼ聞こえなかったので快適に過ごせました。

公用語はマレー語でバハサ・ムラユ (Bahasa Malay) といいいます。この Bahasa とはマレーシア語でいわゆる「何々語」、ランゲージの意味で「マレー語」になりますが、英語も十分通じます。それはなぜかというとな当然、イギリスの植民地だったからです。そのためマレーシアで話されている英語は、基本的にはイギリスのイングリッシュになっています。例えば、エレベーターではなくてリフト、お持ち帰りは takeout ではなく takeaway とイギリスの言葉を使っています。これ以外にも、広東語 (Cantonese)、北京語 (Mandarin)、台湾語 (Hokkien)、タミル語インディアン系 (tamil) などが使われています。英語は、何と言いますかネイティブが話すようなサラサラサラッとしたのではなくて、非常にアクセントが強いイングリッシュを使っています。日常生活では、このマレー語、広東語、北京語、ホッケン、タミル語をミックスしたような言葉をバハサ・ロジャ (Bahasa Rojer) といいいますが、これが現地の人が最もよく利用する言葉になっています。言葉は基本的には英語が通じるということです。

マレーシアの新年は、多民族国家を反映して基本的に四つあります。どういうものかと言いますと、1月1日はノーマルな新年になります。日本だと1月1日から3日まではだいたいお休みですが、マレーシアでは1月2日から働きます。12月31日まで働いて1月1日を休んで、1月2日から普通に働きます。そして、チャイニーズニューイヤー、いわゆる春節があります。

ラマダン (Ramadan) はムスリムがやる 1ヶ月間の断食ですが、その断食が明けるとハリラヤ (Hari Raya) という断食解禁のお祭りががあります。このラマダンが非常に曲者で、60%がムスリムですから多くの人がラマダンをします。ラマダンとは、日の出から日の入りまで何も口に含んではいけないという時期なのです。まず常識的に考えてラマダンの時期だから何も口に入れないというのは、例えば、工事現場で働いているムスリムの人が出た場合、この暑い国で口に何も入れないで工事現場の重労働ができますかということ、実はできないわけです。脱水症状になって熱中症になるかもしれません。実は隠れて飲んだり食べたりしている人も一部いるのです。ここがイスラム教の非常に複雑なところで、戒律はすごく厳しく決まっていますが、それを逸脱したりすることもある程度は許されるという、これがなかなか厄介なところになっています。ラマダンは1ヶ月間ですが、実は1年ごとに時期が10日ずつずれていきます。来年ですと2月17日から3月19日です。なぜずれるのかということ、イスラムは太陰暦を使用しているためです。太陽暦は1年が365日ですが、太陰暦は1年が354日なので、1年に10日ほどずれていくのです。

それから、ディパバリ (Deepavali) というインド系の新年で、10月終わりから11月の頭にかけてあります。

このように多民族なのですが、民族間での際立った対立は存在していません。表立っては出ていません。しかし実は、その心の中には他民族への何かしらの不平や不満があります。チャイニーズ系はマレー系に対してすごく不満があります。マレー系はチャイニーズ系、インド系に対してすごく不満があります。私はどちらとも付き合いがあり、非常に親しい人たちがいたのですが、ノーマルなジャパニーズで無神論者だから関係ないということで、よく愚痴を聞かされたりしていました。やはり表面的には何も無いように見えても心の中には非常に不満があるということを感じた次第です。

(3) マレーシアでの生活環境

マレーシアでの生活環境について簡単に言うと、コンドミニウムに住み、タワーマンションで非常に良かったです。家賃は約 14 万 5,000 円で、東京で借りると 100 万円を超えるだろうというところですよ。YouTube で「KL sentral residence」を検索していただくと、どのようなところがわかります。

イオン、伊勢丹、ドンキホーテなど日系のお店が数多く存在していて、日本のものがすぐ手に入ります。価格は日本の 2 倍になります。食事は美味しいものがたくさんあります。クアラルンプールには大規模なショッピングモールがいろいろなところにあります。

(4) マレーシアでの研究活動

では、マレーシアでの研究についてですが、私の指導教授はムスタファ・モハメド・ハネファ (Dato' Mustafa Mond Hanefah) といいます。「Dato'」はいわゆる称号で、Sir を意味するマレー語です。この人に受け入れていただきました。日本びいきの方で、名古屋に 3 ヶ月間、在外研究に来たこともあって日本のことがかなり好きな方です。

ムスタファ先生との最初のミーティングで、「マレーシアで何を研究するのか？」と聞かれ「国際会計基準の研究をしたい」と私が答えたら、「うーん、でも、社会的責任会計とか環境会計、ESG とか CSR はどうだ？」と言われて、「いや、それは全く興味ない」と言うと、ムスタファ先生は悲しそうな顔をして、「では、まずはこの 3 冊の本を読みなさい」とアドバイスをいただきました。この 3 冊の本は、イスラム教と会計について書かれている本で、今まで私が研究していた会計とは違った視点があり、非常に面白いと思ったのでこの研究をしようかと決めました。

マレーシアでしかできないことをやろうと思い、本を大量に買いました。約 150 万円程度購入しました。ショッピング (Shopee) というのは東南アジア版の Amazon で、オンラインショッピングで購入しました。それと KLCC という、あのペトロナスツインタワーで、マレーシアで一番有名な双子のホテルなのですが、一つのタワーは日本の建設会社が造り、もう一つのタワーは韓国の建設会社が造った双子のタワーです。そのなかにショッピングモールがあり、そこに入っている日本の紀伊國屋と、あとはバンダラヤ駅に SOGO があってその近くのイスラム系の本屋などで買いました。この大量の書籍が研究室に山積みになっていて、タカフルの研究ができれば共済理論研究会でも報告させていただこうと思います、タカフルの本もかなり買いました。

2. イスラム教の教えとイスラムビジネス

(1) イスラム教の基本的教義

続いて、イスラム教の教えとビジネスについてです。

イスラム教は世界三大一神教の宗教です。三大一神教であるユダヤ教とキリスト教、イスラム教の神は全部同じで、神は唯一の存在だと考えられています。

イスラム教の起源は西暦 610 年頃、未来を見通す人ではなく、神の言葉、啓示を預かる人という

意味である「預言者」ムハンマドが、現在のサウジアラビアのメッカでアラー（Allah）という神から啓示を受けたことに始まります。その啓示は皆さんも聞いたことがあると思いますが、「コーラン（Qur'an）」という聖典です。そして、預言者ムハンマドの言動、あるいは彼がやっていた習慣は「スンナ（Sunna）」や「ハディース（Hadith）」と呼ばれて承継されています。このコーランとスンナ・ハディースが、イスラム法たる「シャリア（Shari'ah）」の法源であり、イスラム教徒は社会、経済、文化、生活一切についてシャリアに従わなければならないとされています。

イスラム教のコーランは、今回のテーマとは全然関係ないのですが、日本語や英語でも翻訳されていますが、この翻訳されたもの自体は実はコーランとは言わないのです。いわゆる標準アラビア語で書かれたものだけがコーランになります。これ以外のものはコーランと言わず、それが彼らの教義なのです。

それから、スンナ・ハディースについて、スンナとは預言者のいわゆる言動そのもの、それ自体です。ハディースとはそれを書き記したものです。ハディースは実はたくさんあります。コーランは大事なものであるから一つにまとまっていて、610年頃からその預言者が言ったこと、神から啓示を受けたことが伝わっています。これはただ一つしかないものなのです。一方、ハディースは実は3万とか何万もあると言われていています。それを中世に、ある程度時間が経った時に、これは本当のものか偽のものなのか、誰が言ったのか、ということを追って行く作業をやっていたのです。それでもこのハディースは一応正しいだろうと言われるハディースの集という著書的なものが現在六つあるのです。

イスラム教にシーア派とスンニ派がありますが、スンニ派はイスラム教徒のだいたい9割で、シーア派はだいたい1割です。イスラム教徒は約20億人いますので、約18億人がスンニ派で、シーア派は約2億人になります。ではスンニ派とシーア派とでは何が違うのかというと、まずムハンマドが死んだ時に誰を後継者にするか、誰をそのムハンマドの代理とするかで意見が分かれました。スンニ派はムハンマドの考え方を引き継げる人を後継者にしようと、シーア派は血統が大事なので後継者はムハンマドの親族でないとだめだと、分かれました。そして、ハディースは六つありますが、スンニ派は六つすべてをハディースとして認めています。シーア派はこのうち五つしかハディースだと認めていません。このような違いが、特徴として際立ってよく言われています。

(2) イスラムビジネスに関わるシャリア規定

イスラムビジネスに関わるシャリアの規定とは、有名な利息（Riba：リバ）の禁止とか、不確実性（Gharar：ガラル）を伴う取引の禁止、不確実なものを取引してはいけない、投機やギャンブル（Maisir：マイシール）をしてはいけない、そして、酒、豚肉、ポルノ、武器などの商品の禁止です。利息の禁止は、非常に有名なのはコーランの2章275節において示されていて、豚肉の禁止は、2章173節に掲示されています。

(3) Riba, Gharar および Maisir の概念と禁止理由

イスラム金融ビジネスにとって非常に重要なのは利息、不確実性、投機やギャンブルです。タカフルにとっても同じです。なぜ、利息と、不確実性、ギャンブルが禁止されているのかを簡単にま

とめます。

利息は、富を貧困・困窮層から富裕層に移転させてしまい、不公平さを増大させ、相互扶助の精神に反して社会を不安定にします。そして、お金を貸す人の不労所得になります。さらに、お金を貸す人は、借りた相手が倒産しようが事業に失敗しようが、固定的に利息を毎月、毎年得ることができるので、お金を貸した人が得る利息と、お金を借りた人の利益獲得に関する不確実性（不安定性）と比べると不公平であり、お金を貸した人はリスクを伴っていないから禁止されるのです。

不確実性については、契約の一方の当事者のみが将来の事象の発生・未発生に起因して利益を得るため禁止、ギャンブルは努力によらない利益を追求しているものであり、一方の富の増加が他方の富の減少となり、一方が儲かれば片方は必ず損するゼロサムゲームになるから禁止、と言われて

います。
特にそれぞれの概念の禁止の理由を挙げると、富の分配の不公平、相互扶助の精神に反している、不労所得、リスクを負担していない、の四つが挙げられます。

3. イスラム金融ビジネスの基礎的スキーム

(1) イスラム金融ビジネス取引の基本形態

イスラム教は利息を回避するものになりますが、普通の西洋的なモデルの銀行はすべて利息を取り、あるいは西洋的な金融商品はすべて利子の要素が介在します。それを回避するために、実はイスラム金融ビジネスでは、いろいろな金融商品をこれまで開発して適用しています。

(2) イスラム金融商品の特徴

代表的なのが図表1にある五つです。この五つについて説明します。実はタカフルのモデルについて『共済と保険』3月号（日本共済協会、2025）に執筆させていただいたのですが、ムダラバモデルとワカラモデルがあります。このうちムダラバモデルは、今から説明するムダラバをタカフルに適用したのになっています。

図表1 イスラム金融商品の特徴

金融商品	ムダラバ	ムシャラカ	ムラバハ	イスティスナ	イジャラ
類似取引	信託	共同出資	割賦販売	製造委託	リース
性質	損益共有型	損益共有型	財産所有権型	財産所有権型	財産所有権型
金利相当	配当	配当	商品売買益	商品売買益	用益権売却益
特徴	・ 損失は出資者負担(有限責任) ・ 経営不参加	・ 損失は出資者負担(無限責任) ・ 経営参加	・ マークアップ取引(原価+マージン)	・ マークアップ取引(原価+マージン)	・ リース料(賃貸料)の受取
用途	投資信託／預金	ベンチャー／株式投資	貿易・住宅・自動車のローン	製造・建設	ファイナンスとオペレーティング

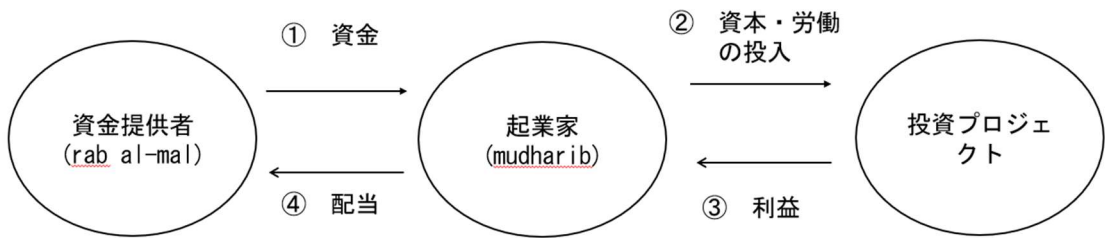
(出所) 吉田悦章 [2016] 41 頁にもとづき筆者修正『はじめてのイスラム金融』金融財政事情研究会

(3) ムダラバ(Mudarabah)

ムダラバは、タカフルのスキームに利用されていて、資金提供者や金融機関は起業家に資金を提供し、起業家は資金を何かのプロジェクトに投資運用し、その投資運用による利潤を配当として資金提供者に分配していく、つまり、ムダラバは、簡単に言うと信託に類似した金融スキームになっています。(図表2)

資金提供者は投資内容を確認した上で資金提供を行い、利益の分配率は事業家が投資してそれから得た収益をどの割合で金融機関と事業家に分配するかが事前に合意されています。実は損失が生じた場合がすごく特徴的で、起業家が投資して損失が生じた場合には資金提供者が損失を全部被ることになるのです。起業家はその損失を被らずに、自分が投資して得られたであろう利益が得られないというだけになるのです。つまり、資金提供者と金融機関がリスクを負うという点が非常に特徴的なものになっています。

図表2 ムダラバの基本的スキーム

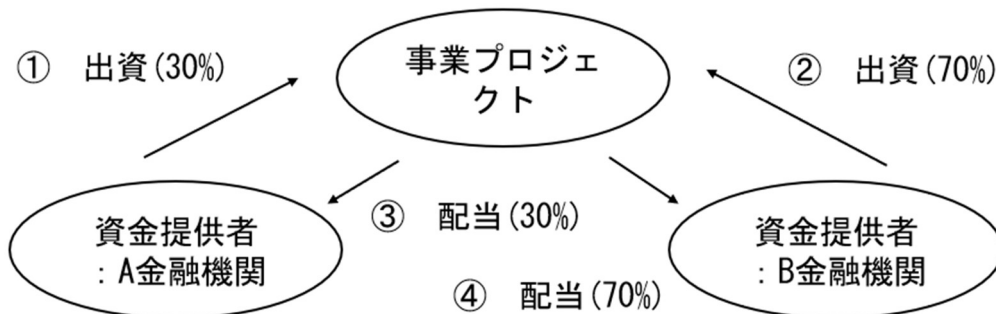


(出所) 北村歳治・吉田悦章 [2008] 『現代のイスラム金融』日経BP社, p. 71を参照。

(4) ムシャラカ(Musharakah)

次はムシャラカについて簡単に図表3で説明したいと思います。例えば、複数の資金提供者AとBがいて、それぞれが何か事業プロジェクトをしようとして出資しました。いわゆるジョイントベンチャーを作って出資して事業プロジェクトをやり、そこで利益が上がったら配当を出資割合に応じて受け取る、損失が出たらその損失を出資割合に応じて被る、といったスキームがムシャラカです。

図表3 ムシャラカの基本的スキーム

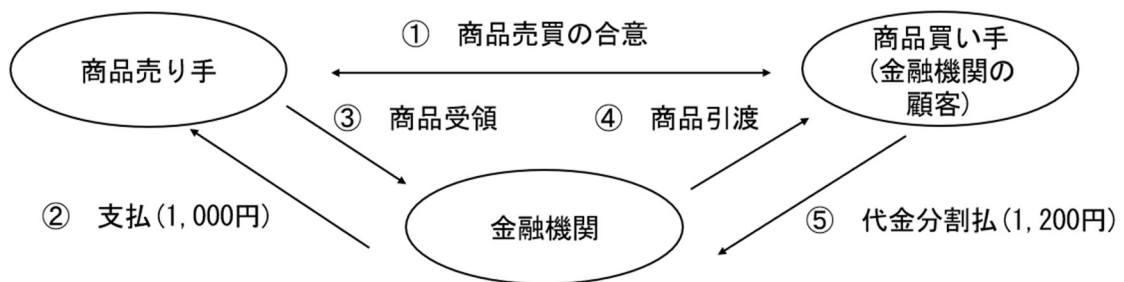


(出所) 北村歳治・吉田悦章 [2008] 『現代のイスラム金融』日経BP社, p. 72を参照。

(5) ムラバハ(Murabahah)

ムラバハは、簡単に言うと割賦販売です。図表4を見ていただきますと、商品の買い手がこの商品が欲しいと、例えば顧客が住宅を欲しいといった場合に、まずその住宅会社から金融機関が商品である住宅を買います。これ1,000円にしましょう。金融機関がそれを買って顧客へ引き渡します。この時、金融機関が顧客に売る代金が1,200円になって、顧客はこのお金を返済していきます。金融機関の儲けは1,200円から1,000円を引いた200円となり、割賦販売の手法になっています。

図表4 ムラバハの基本的スキーム

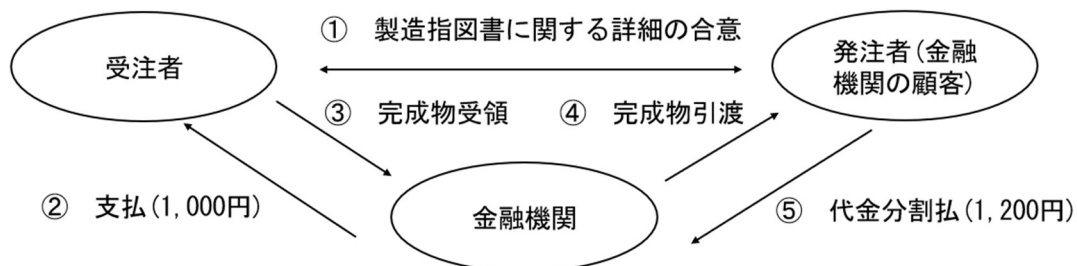


(出所) 北村歳治・吉田悦章 [2008] 『現代のイスラム金融』日経BP社, p. 75を参照。

(6) イスティスナ(Istisnah)

イスティスナは割賦販売と考え方は同じですが、最初に具体的にこういう特注品が欲しいということを金融機関にお願いして、金融機関はその製造指図書に従ったものを製造業者に作ってもらいます。(図表5)そして、完成したらその物件を金融機関が引き受けて発注者に渡します。発注者は後日代金を払います。これは非常にムラバハと似たものになっています。例えばムラバハが車や住宅などであるのに対して、イスティスナは工場の建設や大規模プロジェクトなどに適用される形態です。

図表5 イスティスナの基本スキーム



(出所) 北村歳治・吉田悦章 [2008] 『現代のイスラム金融』日経BP社, p. 78を参照。

(7) イジャラ (Ijarah)

イジャラについては、本当に簡単に説明させていただきますとこれはリースです。

(8) その他のイスラム金融のスキーム

その他の金融スキームとして、まずワカラ (Wakalah) です。これはタカフルのスキームにも利用されています。例えば、何かを管理したり、お金を預かった場合に手数料を受領するスキームです。これは引き受けた人は代理人として機能して、それに対する手数料を貰うスキームになります。

カルド・ハサン (Quard Hassan) は、いわゆる無利子の資金貸借スキームです。通常の資金貸借スキームですと当然利子が発生しますが、イスラムにおけるカルド・ハサンは無利子のものです。

4. タカフルの基礎とマレーシアにおけるタカフルの現状

イスラム金融のスキームを簡単に説明させていただきましたが、本来であればここからイスラムのタカフルではどのようなスキームが適用されているのかについて、例えばワカラモデルの説明に入るのが通常ですが、これは『共済と保険』3月号 (日本共済協会、2025) に執筆したので今回は省略させていただきます、マレーシアにおけるタカフルのガバナンス規制や会計規制を中心にお話しいたします。

(1) タカフルの概念

タカフルの概念としてタカフルの核となるものが三つあり、一つ目は相互扶助による基金への寄付です。アラビア語でタバル (Tabarru' : تَبَرُّو) といひアルファベットの横にアラビア語が書いてあります。アラビア語は通常右から左に読んでいきます。二つ目は、相互扶助による相互損失補償です。アラビア語でタアワン (Ta'awun : التَّعَاوُن) と言います。三つ目は、リバ (Riba) という利子の禁止です。

タカフルを考える上で非常に重要な概念は、タカフルへの参加者と運営者 (タカフルオペレーター) が区別されることです。つまり、保険でいうと保険証券を買う人と、タカフルの基金つまりタカフルのお金を運営する人は完全に区別しなければいけないことが、普通の保険と違うところだと思います。ここがポイントなので、必ず区別されるということを強調させていただきます。

タカフルの分類には、生命保険 (Family Takaful : 家族タカフル) と損害保険 (General Takaful : 一般タカフル) がございます。

タカフルのスキームについては、ムダラバモデル (信託モデル : 参加者と運営者での配当の分配)、ワカラモデル (代理モデル : 運営者による手数料の徴収)、ワカラ＝ムダラバモデル (代理モデル＋信託モデル) の三つのモデルがありますが、今回はここを省略して、先に進ませていただきたいと思います。

(2) タカフルと保険の相違

図表6はタカフルと保険の相違を表していますが、特に注意していただきたいのは支払額の帰属

です。ここが違います。タカフルは参加者とオペレーター（運営者）を完全に分けます。参加者が拠出した基金、保険でいえば保険料ですが、これといわゆる株主勘定、つまりタカフルのオペレーターは会社ですからこの会社の株主が株券を買って払い込んでいる資本金とは、完全に区別することになっています。

保険はこれとは違い、保険者から支払われる保険料は会社に対する利益です。当然保険料から費用を差し引いた残りが利益になると思いますが、これは全て株主に帰属しますので、保険料と会社のお金は分かれてなく、これが非常に違うところになります。

図表6 タカフルと保険の相違

	タカフル	保険
機能	相互扶助メカニズムあるいは相互リスク共有メカニズムという社会機能にもとづく	単なる商業要素にもとづき、かつリスク移転メカニズムを包含(ビジネスモデル)
シャリア統制の有無	riba, ghararおよびmaisirを生ずる取引が禁止されるシャリアの原則によって統制	利息、不確実性およびギャンブルの要素を含む
支払額の意味合い	参加者により支払われる拠出額のすべては、タカフル基金への寄付である。この基金は、潜在的なリスクからの保護を提供することで、他の参加者を支援するために利用	保険料は、保険会社に支払われ、かつすべての予測されるリスクの負担を交換する目的で、保険会社が所有
支払額の帰属	参加者のタカフル基金と株主勘定(株主資本)は完全に区別	保険者により支払われる保険料は、会社に対する利益とされ、株主に帰属
剰余金と利益の帰属	タカフル基金に生ずる剰余金のすべては、参加者間のみで共有され、投資利益は、ムダラバモデルあるいはワカラモデルにしたがって、参加者と株主とに分配	すべての剰余金と利益は、株主のみに帰属
欠損が生ずる場合	タカフル基金に欠損が生じた場合、タカフル運営者は、参加者に対して、無利息の貸付(カルド・ハサン)を提供	欠損が生じた場合、保険会社がそのリスクを負担

(出所) Htay, S. N. N, Arif, M, Soualhi, Y, Zaharin, H. R and Shaugee, I [2012] *Accounting, Auditing and Governance for Takaful Operations*, John Willy & Sons, Inc.

(3) マレーシアにおけるタカフル運営会社への主な規制の現状

これを頭の片隅に入れておいていただいたうえで、マレーシアにおけるタカフルのオペレーター（運営会社）の規制の現状をお話しさせていただきます。六つ挙げましたので、一つずつ簡単にご説明いたします。

① 1965年会社法(Companies Act 1965)

1965年の会社法により、マレーシアではタカフルのオペレーターは有限責任による企業でなければならないので、会社形態、つまりカンパニーでなければなりません。そのため、この規制を受けます。例えばスーパーでも、会社形態であればこの会社法の規制を受けることになります。

② 1984年タカフル法(Takaful Act 1984)

1984年のタカフル法は、マレーシアにおけるタカフルビジネスの規制を示した法律です。この法律が、実質的にタカフルを運営する会社が従わなければならないものです。実は注目すべきは全て

のタカフルの運営会社は、シャリア委員会(Shari' ah Committee : SC)の設置が要求されていることです。シャリアとはイスラム法ですが、法律の条文とか文言があるのかというと、そういうわけではないのです。シャリアに該当するような法源として、第一の法源と第二の法源があります。第一の法源は複雑ですが、まず当然コーランが一つ、そして二つ目がハディースと呼ばれるもので、スンニ派は六つあるハディースのすべてを認めています、シーア派は五つしか認めていません。三つ目は、イジュマーという、イスラム法学者の共通した見解です。四つ目が、キヤースという類推です。イジュマーは意見の一致した確固としたものですが、キヤースはイスラム法学者が類推しているものになります。これが第一の法源です。その次に第二の法源で、これも複雑なのですが、これは今回省略させていただきます。このようなものでシャリアができていて、いわゆる条文などはないのです。つまり、よくよく考えていただくと、コーランとかハディースは今から 1,000 年以上前に行われたもので、実質的に効力があるのはイジュマーという法学者間の合意と類推のキヤースです。現在はこれが非常に強力なシャリアの源泉となっています。

このように条文がないため、タカフルの会社がイスラムの教えに従うように、1984 年のタカフル法ではシャリア委員会を会社の中に作ることを要求しています。シャリア委員会とは、タカフルスキーム手続きがシャリアに適切(Shari' ah Compliant)しているかどうかを判断する機関です。最小 3 名で構成され、委員の任期は 2 年ごとに更新され、委員の資格はイスラム法裁定(Usul al-Fiqh)とイスラム取引/商業法(Fiqh al-Mu' amalat)に精通した専門家であることが妥当とされます。これは各タカフル運営会社で必ず組織しなければいけないのです。イスラム金融ですから、当然イスラム銀行にもこれがあります。各銀行にもあります。

イスラム銀行は、マレーシアだけではなくサウジアラビアやカタール、バーレーンなどいろいろな国にありますから、各国内でこれを作っていくと委員になる資格のある方たちが非常に少なく、兼務している現状があります。これがガバナンスの一つの特徴になっていると思います。

現在、1984 年のタカフル法は、2013 年のイスラム金融サービス法(Islamic Financial Service Act 2013 : IFSA 2013)にとって代わられましたが、その内容は 1984 年のタカフル法を踏襲しており、異なることはありません。なぜかという、2013 年のイスラム金融サービス法は、銀行業務や保険業務を対象にしたものだからです。タカフル業務の改正ではありません。保険業務についてもタカフル業務と同じように、イスラム金融サービスを統合的に規制する法律に取って代えて組み合わせたもので、異なることはありません。

③ マレーシア中央銀行法(Central Bank of Malaysia Act)

マレーシア中央銀行法では、マレーシアの国立銀行(Bank Negara Malaysia : BNM)はタカフル運営会社の監督をしなければいけないとしています。そして、SAC というシャリアのアドバイザー・カウンシルといいまして、マレーシアの国立銀行の中にタカフルの手続きや商品など、運営会社で行っていることが正しいかどうか、シャリアに適合しているかどうかを判断する機関が設けられています。マレーシアの国立銀行の中に各タカフル会社を監視・監督している機関があり、さらにその各タカフルのオペレーター会社の中にもシャリア委員会があり、自分たちのやっていることがイスラム法に則っているかどうかをチェックしている、このような形になっています。

④ マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board : MASB) が公表する会計基準
マレーシアの会計基準は基本的に国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRSs) をそのまま適用しています。マレーシアの保険に関する会計基準は、国際会計基準の 17 号と同じ内容で設定されています。国際会計基準は保険契約を対象とした会計基準になって
いますので、タカフルを対象とはしていません。ただしマレーシアでは、会計面ではタカフルにも
この第 17 号を適用することになっています。

図表 7 の「Syarikat Malaysia Keluarga Berhad の財政状態計算書」はいわゆる貸借対照表です。
先ほど、会社とタカフル基金は完全に区別されると言いましたが、会計でもそれが踏襲されてお
ります。「ファミリータカフル」と「会社」に区分されて表示されていますが、「ファミリータカ
フル」はファミリータカフルの基金に関連するところで、「会社」は「ファミリータカフル」と「オ
ペレーター」のものが合算されたものです。「ファミリータカフル」は「ファミリータカフル」だ
けの基金であって、「ファミリータカフル」と「オペレーター」の貸借対照表はそれぞれありま
すが、ここでは「ファミリータカフル」と「オペレーター」を合算したものが「会社」として表示
されています。「オペレーター」は省略されています。

2023 年以降の財務諸表は国際会計基準の 17 号を使用しています。17 号適用以前の 2020 年の「貸
借対照表」(図表 8) を見ていただくと、「タカフルオペレーター」と「ファミリータカフル」い
わゆる基金の貸借対照表と、それを合算した「会社」のものと、三つに分かれています。2024 年の
「貸借対照表」(図表 7) は「ファミリータカフル」と「会社」の二つに分かれており、「オペ
レーター」の「貸借対照表」が省略されています。

注目すべきは「契約負債」で、2023 年より前は基金に該当しました。これは複雑ですが、2023 年
以降の財務諸表は国際会計基準の 17 号を使用しています。それ以降は、2024 年の「貸借対照表」
(図表 7) の「契約負債」の内容として脚注 9 に「責任準備金」「支払準備金」と表示されていま
す。2020 年の「貸借対照表」(図表 8) では「タカフル契約負債」の内容として脚注 16 に「参加者
基金」と表示されています。つまり、17 号適用以前は完全に「基金」として考えられていたのです。
17 号適用以降の 2024 年の「貸借対照表」(図表 7) の「契約負債」の内容として脚注 9 に「責任準
備金」「支払準備金」と書かれており、これは将来の支出額、つまり将来のキャッシュアウトフロ
ーと捉えられています。つまり、国際会計基準の 17 号を使用したことにより、「契約負債」は「基
金」から「将来のキャッシュアウトフロー」へと、これが一番変わったことです。

⑤ IFSB 公表のガバナンス基準あるいは指針

ガバナンスの規制については、IFSB (イスラム金融サービス委員会) の公表している基準や指針
に従ってガバナンスが規定されています。IFSB の本部はマレーシアのクアラルンプールにあります。
マレーシアは国際金融のハブを目指していて、西洋モデルの金融も受け入れ、イスラムの金融も受
け入れています。イスラム金融のしっかりしたガバナンス基準を作って受け入れられるようにと、
これは国際水準での機関で、マレーシアのクアラルンプールで一生懸命に活動しています。

⑥ AAOIFI 公表の FAS

AAOIFI (イスラム金融機関会計監査機構) はバーレーンに本拠地がある国際水準の会計基準を設

定している機関になります。イスラムの会計基準を国際水準で作っている団体で、たくさんの基準を策定していますが、悲しいことに現在適用している国はバーレーンとカタールの2国しかなく、マレーシアはこれを適用していません。IFSB のガバナンスの基準については、マレーシアのタカフル会社もしっかり守っています。

タカフル機関のガバナンスで核となるのが、IFSB の8号の「タカフル（イスラム保険）実行のためのガバナンス指導原則」と、27号の「（タカフル部門の）イスラム金融規制のための核となる原則」です。詳しい説明については省略させていただきますが、こういったものもしっかりとマレーシアでは適用されています。

図表 7 Syarikat Malaysia Keluarga Berhad の 2024 年における財政状態計算書

		2024 年 12 月 31 日現在		(単位：千リンギット)	
	脚注	ファミリータカフル		会社	
資産					
有形固定資産	3	—			231,367
資産利用権	4	—			14,850
投資不動産	5		258,670		37,899
無形資産	6	—			24,479
子会社への投資	7	—			136,393
繰延税金資産	10	—			228,788
投資	8		7,885,755		8,997,850
タカフル契約資産	9		736,202		755,253
再タカフル契約資産	9		305,099		305,122
当期税金資産		—			—
貸付金および受取債券	11		1,052,426		1,696,862
現金および現金同等物	12		320,840		446,943
資産合計			10,558,992		12,875,806
持分および負債					
資本金	13	—			241,376
準備金	13	—			1,185,685
会社の所有者に帰属する持分合計			—		1,427,061
負債					
タカフル契約負債	9		10,232,720		10,899,821
再タカフル契約負債	9		201,903		201,903
繰延税金負債	10		11,123		11,123
リース債務			—		757
その他の支払勘定	15		113,246		331,598
当期税金負債			—		3,543
負債合計			10,558,992		11,448,745
持分および負債合計			10,558,992		12,875,806

脚注9の一部(単位：千リンギット)

2024 年 12 月現在	資産		負債		資産合計	負債合計
	責任準備金	支払準備金	責任準備金	支払準備金		
ファミリータカフル						
タカフル契約	17,223	718,979	(433,859)	(9,798,861)	736,202	(10,232,720)
再タカフル契約	—	305,099	(201,903)	—	305,099	(201,903)
会社						
タカフル契約	36,274	718,979	(1,093,428)	(9,806,393)	755,253	(10,899,821)
再タカフル契約	24	305,098	(201,903)	—	305,122	(201,903)

また、責任準備金および支払準備金の内訳についても、詳細に開示されているが、ここでは省略する。

出所：Syarikat Malaysia Keluarga Berhad [2025] *Annual Report & CG Report—2024*, Syarikat Malaysia Keluarga Berhad.

図表 8 Syarikat Malaysia Keluarga Berhad の 2020 年における財政状態計算書

2020 年 12 月 31 日現在

(単位：千リンギット)

	脚注	タカフルオペレーター	ファミリータカフル	会社
資産				
有形固定資産	3	17,821	—	217,651
資産利用権	4	765	—	14,180
投資不動産	5	11,745	236,175	34,675
無形資産	6	185,056	—	186,056
子会社への投資	7	136,393	—	136,393
その他の投資	8	709,358	5,205,421	5,873,071
再タカフル資産	9	—	367,685	367,685
当期税金資産		57,591	—	57,591
貸付金および受取債権 (タカフル受取債権を除く)	11	506,467	1,310,648	1,776,775
タカフル受取債権*	12	—	167,492	167,492
現金および現金同等物	13	83,203	373,635	456,838
資産合計		1,708,399	7,661,056	9,287,407
持分および負債				
資本金	14	211,893	—	211,893
準備金	14	1,088,085	—	1,088,085
会社の所有者に帰属する持分合計		1,299,978	—	1,299,978
負債				
タカフル契約負債	16	—	7,449,456	7,407,748
費用引当金(未払費用)	17	140,449	—	140,449
繰延税金負債	10	11,751	—	11,751
リース債務		807	—	807
タカフル支払債務	18	19,972	58,452	78,424
その他の支払勘定	19	235,442	135,998	331,100
当期税金負債		—	17,150	17,150
負債合計		408,421	7,661,056	7,987,429
持分および負債合計		1,708,399	7,661,056	9,287,407

脚注 16 の一部

	グループ：2020 年 12 月現在	会社：2020 年 12 月現在
ファミリータカフル(単位：千リンギット)		
未払請求額引当金	219,481	213,485
参加者基金	7,651,317	7,235,971
合計	7,870,798	7,449,456

また、参加者基金の変動の内訳についても、詳細に開示されているが、ここでは省略する。

*1：タカフル基金への未拠出額

(出所) Syarikat Malaysia Keluarga Berhad [2021] *Annual Report & CG Report-2020*,

Syarikat Malaysia Keluarga Berhad.

(4) マレーシアにおけるタカフル運営会社の現状

マレーシアにはタカフル運営会社はどのぐらいあるかということ、ファミリータカフルと一般タカフルがありまして、現在ファミリータカフルは 11 社、一般タカフルは 4 社あります。それ以外に再タカフル会社は 4 社あり、全部でタカフルに関係する会社が 19 社あります。

一番注目したいのは、「Syarikat Malaysia Keluarga Berhad」です。「Berhad」というのは株式会社という意味です。この会社にはファミリータカフルと一般タカフルがありますが、これがマレーシア初の運営会社で 1984 年にできました。つまり、1984 年のマレーシアタカフル法ができて、すぐにできたタカフル会社になります。1984 年から 1991 年か 1993 年まで、マレーシアのタカフル会

社はこの1社しかありませんでした。つまり、今まで基本的にタカフルの会社はマレーシア以外にあったのですが、あまり実務として発展していなかったため、マレーシアでしっかりと制度を根ざそうとして法律を作り、まず1社にオペレーターをやらせて、それが軌道に乗りうまくいったら他の会社にも免許を与える、という戦略でした。

タカフルで有名なのは、論文によく出てくる2006年に東京海上日動と共同事業をした「Hong Leong MSIG Takaful Berhad」です。

(5) マレーシアにおけるタカフル運営の課題

タカフル運営の課題はいろいろありますが、マレーシアのタカフルに関しては、保険制度があり、タカフルもある、これをどのように調和していくか、調整していくかということが、たぶん非常に悩ましいところだと思います。当然、保険の法律規制も国内で作らなければいけないし、タカフルも見ていかなければなりません。

次に、今回、タカフルの財務諸表を検討しましたが、非常に複雑になっています。どういうことかということ、マレーシアで行われているタカフルは、当然、リスクについても開示しなければいけないし、いろいろなことを開示しなければいけないわけです。これ見たムスリムの人たちは理解できるのか、情報過多が問題ではないかと思います。

それと各金融機関に設置しなければならないシャリア委員会の委員が不足していることです。この不足問題が、どの文献を見ても真っ先に課題として挙げられています。

日本でこのようなことをやろうとすると非常に大変だと思います。

ということで、雑駁な話ではございましたが、タカフルのことと、特に在外研究のことをお話しさせていただきました。ご清聴ありがとうございました。

(日本大学商学部教授)

(本稿は2025年11月14日開催の研究会報告の講演内容をまとめたものである。)

【主要参考文献】

- [1] イスラム金融検討会編 [2008] 『イスラム金融』日本経済新聞出版社。
- [2] イスラムビジネス法研究会・西村あさひ法律事務所編 [2014] 『イスラーム圏ビジネスの法と実務』一般社団法人 経済産業調査会。
- [3] 河野奈津美 [2025] 「タカフル(イスラーム型金融)研究のタイポロジー」『イスラーム世界研究』第18巻, 217～231頁。
- [4] 北村歳治・吉田悦章 [2008] 『現代のイスラム金融』日経BP社。
- [5] 島崎哲志 [2009] 「イスラム保険(タカフル)と保険事業」『生命保険経営』第77巻第6号, 33～61頁。
- [6] 鳥居高 [2023] 『マレーシアを知るための58章』明石書店。
- [7] 長岡慎介 [2011] 『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会。

- [8] 福岡藤乃 [2008] 「タカフル(イスラム保険について)」 『損害保険研究』 第 69 巻第 4 号, 71 ~104 頁。
- [9] 森田芳樹 [2006] 「イスラム社会の保険『タカフル』—その概念と仕組み—」 『損保総研レポート』 第 78 号, 1 ~25 頁。
- [10] 吉田悦章 [2016] 『はじめてのイスラム金融』 金融財政事情研究会。
- [11] 吉田悦章 [2017] 『グローバル・イスラーム金融論』 ナカニシヤ出版。
- [12] 吉田武史 [2025] 「イスラム保険『タカフル』の基礎」 『共済と保険』 第 67 巻第 2 号, 10 ~17 頁。
- [13] Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution(:AAOIFI) [2022] *Financial Accounting Standard(:FAS) 42: Accounting for Takaful: Recognition and Measurement*, AAOIFI.
- [14] AAOIFI [2022] *AAOIFI Footprint Report 2022, A Study on the adoption status of AAOIFI standards across jurisdictions of various regulatory and supervisory authorities Ver 2.0*, AAOIFI.
- [15] Alam, N, Gupta, L and Shanmugam, B [2017] *Islamic Finance: A Practical Perspective*, Palgrave Macmillan.
- [16] Ali, E. R. A. E, Odierno, H. S. P and Ismal, A [2008] *Essential Guide to TAKAFUL (Islamic Insurance)*, Centre For Research and Training(:CERT).
- [17] Ariff, M(ed) [2017] *Islamic Finance in Malaysia, Growth & Development*, INCEIF.
- [18] Ariffin, N. M [2022] *Accounting, Auditing and Governance of Islamic Financial Institutions*, Institute of International Institute of Islamic Thought, International Islamic University of Malaysian(IIUM).
- [19] Htay, S. N. N, Arif, M, Soualhi, Y, Zaharin, H. R and Shaugee, I [2012] *Accounting, Auditing and Governance for Takaful Operations*, John Willy & Sons, Inc.
- [20] Ibrahim, S.H.M [2009] *Accounting and Auditing for Islamic Financial Institutions*, International Centre for Education in Islamic Finance(:INCEIF).
- [21] Islamic Financial Service Board(:IFSB) [2009] *IFSB No. 8, Guiding Principles on Governance for Takaful (Islamic Insurance) Undertakings*, IFSB.
- [22] IFSB [2022] *IFSB No, 27, Core Principles for Islamic Finance Regulation(Takaful Segment)*, IFSB.
- [23] Malaysian Takaful Association(:MTA) [2023] *Annual Report 2022*, MTA.
- [24] Muhammad, M and Ahmed, M.U(ed) [2023] *Islamic Financial System: Principle & Operation 3rd Edition*, International Shari' ah Research Academy(:ISRA)Research Management Centre.
- [25] Syarikat Malaysia Keluarga Berhad [2025] *Annual Report & CG Report—2024*, Syarikat Malaysia Keluarga Berhad.

- [26] Syarikat Malaysia Keluarga Berhad [2021] *Annual Report & CG Report—2020*, Syarikat Malaysia Keluarga Berhad.
- [27] Yusof, M. F, Ismal, W. Z. W & Naaim, A. K. M [2015] *Takaful : Operations and Business Competence*, IBFIM.
- [28] Zulkifli, A. M, Rahman, B. H, Yassin, N & Ramly, J [2012] *Basic Takaful Practice, Entry Level for Practitioners*, IBFIM & Malaysian Takaful Association.